

平成30年度 農作業安全総合対策事業

高齢者所有の農業機械の総点検
ーベテラン農業機械点検ー

結果報告書

平成31年3月

一般社団法人 日本農業機械化協会

まえがき

我が国の農作業による死亡事故件数は長年 400 人～ 350 人程度で推移してきました。近年はようやく漸減傾向にあり、平成 29 年の死者は 307 人となりましたが、実は死亡者数の減少率は農業就業者数の減少率には達しておらず、この結果、事故率は未だに増加傾向をみせています。なお、これら死亡事故の原因は農業機械によるものが約 7 割となっています。

なかでも顕著なのが高齢者の事故で、307 人のうち 65 歳以上の方が 256 人と 84 % に達しており、80 歳以上でみても 42 % と、就業者の高齢化割合を上回って高齢者が多い傾向を示しています。

このように高齢者に事故が多いのは、身体能力の低下などの問題もあるでしょうが、機械自体にも問題がある恐れもあります。即ち高齢者が用いている農業機械が長年使い続けられているものであることから不具合が生じていたり、そもそも安全装備が不十分であった時代のものが今でも使用されていることも考えられます。また、高齢者ということで、いわゆる「担い手」層ではないことから十分な整備への意識が行き届かない場合もあり得ます。

このような問題意識の下、当協会では一般社団法人全国農業改良普及支援協会を通じて、農林水産省補助事業「平成30年度農作業安全総合対策事業」のなかの「高齢農業者所有の農業機械の総点検」を実施いたしました。当協会では、当該点検を「ベテラン農業機械点検」との名称を用いて行うことといたしました。

実際の点検方法としては、高齢者が現に使用している農業機械のところにチェック役である農業機械士が出向き、点検を行い、問題点があれば指摘して当該機械の安全性向上に役立てるとともに、チェックシートや機械の写真を全国的に集約して実態を把握し、今後の改善方法の検討に資するというものです。本事業では全国で 800 台以上の機械が点検され、貴重なデータを得ることができたものと考えます。

本報告書は当該点検の結果を集計して整理するとともに、点検された機械の写真を問題点を中心に掲載して関係者の対応策の参考となるよう構成いたしました。本報告書が我が国農作業の安全化に寄与し、悲惨な事故の減少につながるものになることを期待いたします。最後となりましたが、本事業の対象としてお忙しい中チェックを受けて下さった農業者の皆さま、点検を実施した全国農業機械士協議会傘下の各県農業機械士の皆さまに深甚の感謝を申し上げます。また、点検実施方法のご指導をいただいた伊藤全国農業機械士協議会長、積革新工学センターユニット長、加えて集計まで含めてご尽力いただいた小林元中央農研領域長にも感謝を申し上げる次第です。

平成31年3月 一般社団法人日本農業機械化協会

目 次

	ページ
1. 事業の概要.....	1
2. 調査対象県と対象者数、点検機械台数.....	3
3. 点検対象者の概要.....	4
4. 乗用トラクターのチェック結果.....	9
5. 耕うん機のチェック結果.....	16
6. コンバインのチェック結果.....	19
7. 刈払機のチェック結果.....	21
参考資料1（記入用シート）.....	26
参考資料2（実施方法）.....	35
参考資料3（記入例及び記入上の注意事項）.....	43
参考資料4（資料・資材）.....	49
参考資料5（写真）.....	50

1. 事業の概要

(1) 事業の全体構成

本点検は、以下の農林水産省補助事業の一環として実施した。事業全体を一般社団法人全国農業改良普及支援協会が助成により実施し、当協会はその一部である「高齢農業者所有の農業機械の総点検」を、普及支援協会からの受託事業として行った。

平成30年度農作業安全総合対策事業

- 1 農作業安全に関する専門家を活用した「PUSH」型の普及啓発活動
 - (1) 自治体と連携した高齢農業者の自己チェックの推進
 - (2) 高齢農業者所有の農業機械の総点検
 - (3) 農業法人の安全確保の取組強化
- 2 農作業安全に関する専門家の知識共有及びネットワーク構築のための研修会の実施
- 3 高齢農業者の作業の配置換え、「私の農作業安全宣言」取組内容及び専門家の実績情報等の情報発信及び事例集の作成
- 4 事業推進検討会の開催

なお、本事業は項目としては全6項目中の1項目であるが、予算的には全体の約40%を占めている。

(2) 主要スケジュール

- 4月 3日 受託契約締結、事業の開始
- 4月13日 第1回検討会(調査様式等検討)
- 4月25日 第2回検討会(")
- 5月25日 プレテスト実施(千葉県)
- 6月 1日 第1回事業推進検討会(普及支援協会主催)
- 6月13日 プレテスト実施(新潟県)
- 6月15日 プレテスト実施(茨城県)
- 7月 2日 第3回検討会(調査様式等検討)
- 7月 9日 点検担当農業機械士への説明会実施:以降、現場で点検の実施
- 12月10日 第2回事業推進検討会
- 3月 4日 第3回事業推進検討会
- 3月18日 農作業事故防止中央推進会議において結果概要発表

(3) 事業の主旨等

農作業による死亡事故件数をみると、特に高齢者割合が高くなっている。この一因として、高齢者が利用している農業機械は、例えば、

- ① 長期間同一の機械を使い続けており、安全カバーなどが破損したり操作性が悪くなったりしていてもそのままとなっている
 - ② そもそも安全基準等が現在より低レベルであった時代の機械である
 - ③ 長年の経験・慣れ等から、「この程度なら大丈夫」「自分はこれに習熟しているから大丈夫」との意識が働き整備・点検が十分に行われていない
 - ④ いわゆる「担い手」ではなく、高齢者として出来る範囲で農業を行っていることから、整備・点検に充当できる経費も限られている
- などの理由から若年層のものに比べて安全性に問題がある恐れもある。

このため、全国の高齢者利用機械の安全性を点検し、指摘すべき点があれば指摘して当該機械の安全性向上に役立てるとともに、結果を集約して今後の安全対策に資するものとする。

(4) 点検実施方法の概要

全国農業機械士協議会傘下の各県農業機械士会に所属する農業機械士により点検を実施した。この結果、全国15県で行われることとなった。なお、農業機械士とは、各都道府県の農業機械化研修施設において機械利用技能等の講習を受け、知事から農業機械士としての認定を受けた者をいい、現在16県に協議会組織を有する。

具体的には農業機械士が高齢者のところ(主として当該高齢者の自宅の農機具庫や前庭)に出向き、点検を実施した。必ず当該高齢者立ち会いの下、専用のチェックシートを用いて機械を点検し、記録を残すとともに、記入した点検シートのコピーは相手にも渡すものとして、口頭のみならず書類により注意点を伝達するものとした。

当該点検シートはトラクター(農用運搬車を兼用)、耕うん機、コンバイン、刈払機の、事故の多い4機種について様式を作成した。ただし、対象機種としてはこれ以外でも自走する農業機械であれば全て対象としても可とし、その場合点検シートは4機種いずれかのものを準用するものとした。なお、点検シートは個別機械用のほか、当該高齢者の経営概況などを把握するシートも用意し、保険加入状況や事故・ヒヤリハットの経験などの聞き取りも行った。

本事業では点検を行うことにより、機械をチェックして要修理か所を指摘するのみならず、当該高齢者の安全意識の向上等にもつながることを期待した。このため、統一的に決められた農作業安全に関するテキスト・パンフレット等を進呈するものとし、チェック中の会話の中でも安全についての普及・啓発をこころがけるものとした。

なお、ここでいう高齢者とは、65歳以上の者であれば可としたが、事業の主旨にかんがみ、なるべく75歳以上を対象とするものとした。

出向く農業機械士は1名の場合もあるが、複数で訪ねる場合も多かった。また、紹介者や府県・市町村の担当者が同席する場合もかなりみられた。

(5) 点検対象者の選定方法

対象者目標数を各県農業機械士協議会に示し、具体的な対象者は点検に当たる農業機械士に選定を委ねるものとした。実際には本人もしくは機械士会関係者の知り合い等、つてをたどった人的つながりにより選定されるものとなった。

このような選定方法としたのは、全くのつながりのない者同士であると、点検する側・受ける側双方ともにいわゆる遠慮的なものが生ずることがあり、明確な指摘を躊躇する等により結果として効果的な点検とならない恐れがあると思込まれたからである。

県別の対象者目標数は、当該県の農業の規模や農業機械士会の規模等を勘案し、30人～10人の範囲で設定した。

2. 調査対象県と対象者数、点検機械台数

(1) 対象県名・県別対象者数

以下のとおり、全国15県で計293人の高齢者を対象に点検が行われた。

青森：10人、栃木：21人、千葉：32人、茨城：29人、神奈川：15人、新潟：29人、
富山：20人、長野：16人、京都：19人、広島：21人、福岡：11人、長崎：19人、
宮崎：16人、鹿児島：17人、沖縄：18人 合計：293人

(2) 県別点検機械台数・実施農業機械士数一覧

点検された機械の台数は、対象者ひとりあたり平均2.8台であり、トラクターと刈払機はいずれも大多数の対象者で点検対象となり、それ以外の機種として耕うん機またはコンバインが選定される例が多かった。事故が多い機種として点検シート様式を準備したこれら4機種が点検の大宗を占めたが、田植機等その他の機種も計19台と、全体の2.3%あった。ただしその他機種はシートの記入様式が様々で集計になじまないことから、本報告書では報告の対象とはしない。

点検実施を担当した農業機械士の数は府県によって差が大きく、青森県のように全部を1名で実施した県もあれば、神奈川県のように対象者数と同じ規模の農業機械士が参画した県もある。平均すると農業機械士ひとりで2.5人を対象に点検を行ったこととなるが、前述のように複数が連れ立って訪問すること多いため、態様は様々である。

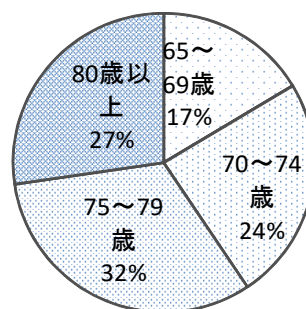
府 県	対象者数	トラクター	耕うん機	コンバイン	刈払機	田植機	運搬車	ハーベスター	ケーンハーベスター	タイヤシャベル	歩行式草刈機	点検農機総数	点検実施農業機械士数
青 森	10	9	1	5	8	0	2	0	0	0	0	25	1
茨 城	29	26	6	12	19	0	0	0	0	0	0	63	7
栃 木	21	24	12	14	18	0	0	0	0	0	0	73	12
千 葉	32	32	7	22	27	0	0	0	0	0	0	88	11
神奈川	15	13	14	7	15	0	0	0	0	0	0	49	15
長 野	16	15	7	5	11	1	0	1	0	0	1	41	7
新 潟	29	27	16	9	25	0	0	0	0	0	0	77	3
富 山	20	20	6	18	19	1	0	0	0	0	0	64	5
京 都	19	18	8	15	19	0	0	0	0	0	0	60	12
広 島	21	12	1	7	19	4	0	0	0	0	0	43	4
福 岡	11	13	4	10	9	0	0	0	0	0	0	36	5
長 崎	19	18	10	6	16	0	0	0	0	0	0	50	9
宮 崎	16	21	7	8	13	1	0	0	0	1	0	51	4
鹿児島	17	23	6	2	13	0	0	0	0	0	0	44	9
沖 縄	18	26	7	1	12	0	0	0	2	0	0	48	11
計	293	297	112	141	243	7	2	1	2	1	6	812	115

3. 点検対象者の概要

(1) 年齢構成

年齢構成は下表のとおりであり、平均年齢は 75.7 歳で、なるべく多くすることを目標とした 75 歳以上が 6 割強となった。最高齢者は 90 歳であった。

対象者年齢別

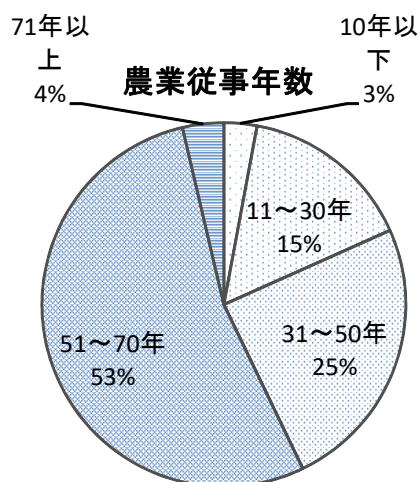


○ 対象者の年齢構成

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
対象者数	48	71	94	80
割 合	16.3%	24.2%	32.1%	27.3%

(2) 農業従事年数

高齢者を対象とした点検であることから、平均従事年数は 48.9 年と長きに渡った。30 年を超える者が 223 人で8割以上を占めており、50 年を超える者でも6割近い。さらに 70 年を超える者が 10 人いる一方、一部には 10 年以下の定年後就農などと思われる者もあった。



○ 対象者の農業従事年数

従事年数	10 年以下	11 ～ 30 年	31 ～ 50 年	51 ～ 70 年	71 年以上
対象者数	8	42	67	146	10
割 合	2.9%	15.4%	24.5%	53.5%	3.7%

(3) 経営面積

対象者のうち田での耕作がある者が 258 人で全体の約9割、畑がある者が 216 人で7割強と、一般的な耕作農家が対象であった。また、施設のある者が 72 人、全体の約 1 / 4 であった。

平均耕作面積は田 4.0ha（耕作のある者のみの平均、以下同）、畑 1.7ha、施設 55a と、それなりの規模の者であったといえる。必ずしも全体が本人の耕作といえない法人経営や集落営農等の者を除いても平均で田 3.5ha、畑 1.2ha、施設 56a であった。

○ 対象者の平均経営面積

	田	畑	施 設
耕作のある者	258(88.0%)	216(73.7%)	72(24.6%)
平均面積	4.0ha	1.7ha	55a
平均面積 (個別経営のみ)	3.5ha	1.2ha	56a

(4) 作目

作目のうち上位3つまでを答えてもらうものとしたが、対象者のうち水稻を栽培している者が 3 / 4、露地野菜が 4 割強、次いで施設野菜が 1 割強であった。農業機械作業をする高齢者を対象にする事業であったためか、畜産・果樹は割合が低かった。

○ 対象者の経営作目(上位3つまで 重複回答あり)

作 目	水稻	麦類	豆類	露地 野菜	施設 野菜	果樹	乳牛	肉牛	その 他
対象者数	222	26	30	121	36	11	1	15	48
割 合	75.7%	8.8%	10.2%	41.3%	12.3%	3.8%	0.3%	5.1%	16.4%

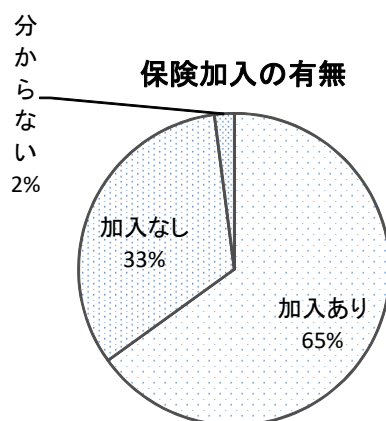
(5) 農作業事故に関する保険等の加入状況

農作業事故によるケガなどに対し補償される何らかの保険に加入しているかを聞き取りの対象としたが、2 / 3 の者が加入ありとの回答であった。いちばん多いのが生命保険(ケガによる入院の特約等)であるが、直接農作業事故を対象とする農作業事故共済も 1 / 4 の者が加入していた。

なお、加入割合を年齢階層別でみると、何故か 70 ～ 74 歳で高い傾向を示したが、80 歳以上は低かった。

○ 保険加入の有無

加入状況	加入あり	加入なし	分からない	回答者計
加入者数	190	96	6	292
割 合	65.1%	32.9%	2.1%	100.0%

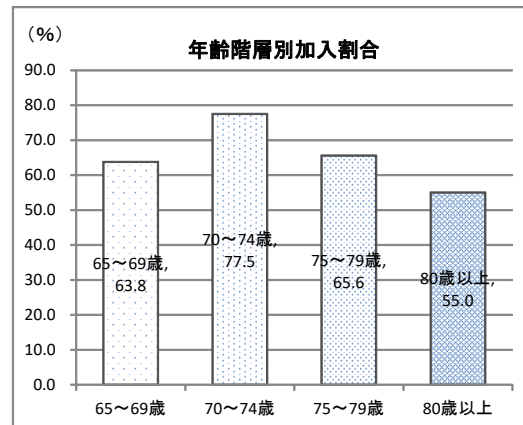


○ 「加入あり」と答えた者の保険種類(重複回答あり)

保険種類	労災保険	農作業事故 共済	自動車共済 (農機特約)	生命保険 (医療特約)
加入者数	33	77	63	104
回答者計への割合	11.3%	25.8%	21.0%	34.8%

○ 年齢階層別加入割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
加入割合	63.8%	77.5%	65.6%	55.0%



(6) 農作業中の携帯電話の携帯

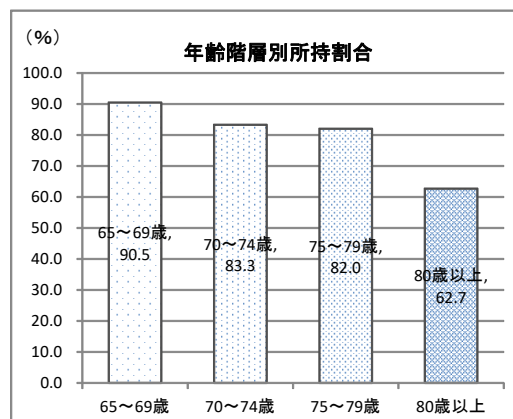
農作業に出かけるときに携帯電話を所持しているかを聞いたところ約9割の者が持って行くと回答した。ただし、年齢階層別にみると高齢者ほど割合が低いという問題がみられた。

○ 農作業に携帯電話を持っていくか

	持って行く	いかない	携帯所有なし	回答者計
回答者数	225	24	6	255
割合	88.2%	9.4%	2.3%	100.0%

○ 年齢階層別の農作業時所持割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
所持割合	90.5%	83.8%	82.0%	62.7%



(7) 農業機械の事故、ヒヤリ・ハットの経験について

農業機械による事故又はヒヤリ・ハットの経験について聴取する項目を設けたが、経験したと回答のあったのは 84 名、全対象者の3割弱にとどまった。これらの者につき、経験の原因機種をみると、次表のとおりトラクター、ついでコンバインによるものが多かった。

○ 事故、ヒヤリ・ハットの経験

事故又はヒヤリ・ハット の原因機種	回答者割合 (対全調査対象者)
トラクター	14%
コンバイン	5%
刈払機、草刈り機	3%
耕うん機、管理機	3%
その他	3%

【主要なヒヤリ・ハット経験の記入内容】

- ・ 稲刈り時に、枕部分の手こぎ中脱穀部に手を持って行かれそうになった。指先の爪がはがれた(1本)。
- ・ 路肩から転倒 2 度、飛び降りて下敷きにならず。
- ・ 水田から出る時アルミブリッジの勾配が急であったためフロントが持ち上がった(ケガ無し)。
- ・ トレーラからコンバインを下ろす時、安全ロックピンを解除し忘れトレーラとトラクタがハの字になった。ケガは無し。
- ・ 苗箱を持つため屈んだ際、田植機が目の前に来て、センターマーカが目に刺さった。直ぐに病院に行き手術をして抜いた。大事に至らず回復。
- ・ カッターからわらを取ろうとして手が中に引き込まれ、手のひらから中指を切った、ずれて付いたため指が曲がってしまった。
- ・ リンゴ園でバック時クラッチが切れずリンゴの木にの間に挟まれ、ハンドルが腹に刺さり救急車で病院に、片方のハンドルが木に当たったためなんとか無事であったが、あぶないところであった。
- ・ 刈り刃に絡んだ草を取ろうとして回っている刃に指を引っかけて切った(深くは無い)。管理機のチェーンを調整中指を挟み切った(深くは無かった)。
- ・ イモ掘り取り機にからまったカンショのツルを外そうとした時、風でフードがシャフトに絡まり首を損傷した(29 日入院、首固定)。
- ・ トラクタを止め降車し、水を飲んでいる間に動いて段差に落としてしまった(傾斜地)。
- ・ 新たに開墾する土地で耕うん中雑草で先が見えず土手が有り耕うん機を落下させた。すぐに手を離したのでケガは無し。耕うん機も雑草がクッションになり無事だった。
- ・ クローラタイプ小型運搬車を使用中、バック時に右足の甲をひかれ骨折した

- ・ 水田秋起時、土手に寄りすぎ転倒、素早くロータリーを下げたので土手から落ちなくて 40 度くらい傾いた。キャビン車でケガ無し。
 - ・ 刈払機で田んぼの畦の法面を刈っていた時、足下を刈って足の小指を落としてしまった。
- 乗トラに運搬車を取付、コンバイン運搬時、ストッパを忘れて走行中、坂道でコンバイン落下。乗用型トラクタはキャブ付きだったので、腰の骨を折っただけですんだ。
- ・ 刈払機で作業中、ゴーグルをしていなかったため、草が目に入り負傷した。
 - ・ 刈払機で水田と畑の間の雑草を刈っている時、長く伸びた草の中に針金のような鉄線があり気付かず刃で巻き込んでしまい、左脚の膝付近を負傷した。
 - ・ 一般道を走行中、後方から追い抜こうとした乗用車が対向車と接触事故を起こし、トラクターの右部分を破損し右脚を挟まれ負傷した。
 - ・ 夜、田を耕うん中眠くなって溝に落ちそうになった。
 - ・ 右折時にウィンカーを出していたにも係わらず追い越しをされた。
 - ・ 田んぼで耕うん中スタックしコンボであげようとしたところワイヤーが切れ、足に当たりケガ、10 日間通院。
 - ・ 代かき作業中田から畦越で次の田へ移動する時前部上昇(ウィリー)状態になった。
 - ・ 稲刈り中、コンバインをバックで排水路に落とした(ケガ無し)。トラクターでトレーラーにコンバインを載せ牽引中ロックしていないためトレーラーがアップした(ケガ無し)。
 - ・ 田植機で農道走行中、左カーブで左の車輪が高さ 20cm の硬い場所に乗り上げ、左側の田に転落下敷きになる。ケガは軽く済んだ。
 - ・ 作業機を付け、方向指示器後部が見えない状態で公道を走行、右折時後方を確認せず右折をしようとした時、後方からの車が急ブレーキを掛け衝突を免れた。
 - ・ トラクタで坂道を下っている時、ブレーキを踏もうとして長靴がブレーキに挟まりブレーキが効かず、石垣にぶつかりトラクタが横転、幸いケガはなかった。
 - ・ 麦の収穫作業中コンバインにワラがつまり、補助員と 2 人で取り除き乗車してバックした時、後ろに行った補助員が引いてしまった。補助員は肋骨を折り入院。
 - ・ ロータリー耕中に堅い物に当たって急加速し耕耘機と共に転倒した。ケガは無かったものの、ひやりとした体験だった。
 - ・ アイドリング運転中の刈払機を地面において機械の横におり膝で腰を下ろし、向きを変えた時回転中の刃に触れくるぶしの下を切創(深さ 5mm)。
 - ・ 河川敷畑で畦立て作業中、バックで 2m ほどの高さの所に耕うん機と一緒に川側へ落ちる。自分は横に跳び助かる。
 - ・ 田植機を車から降ろす時に農道の端に寄りすぎて田んぼ側に傾きそのまま田に横倒した。自分は跳んで下敷きにならずに済む。
 - ・ 小型トラクタに作業機を多数取り付けると前輪が上がり危険を感じた。
 - ・ 手押し式管理機を軽トラから降ろそうとした時バランスを崩してもう少しで管理機の下敷きになるところだった(ケガはなかったが管理機はダメになってしまった。)

- ・ 田んぼからあぜ道に上がる時、片輪がスリップしてトラクターが傾きびっくりして飛び降りてしまった。農機具店に話をすると、デフロックを解除せず上がろうとしたのが原因であるとのことで、初めてでフロックの使い方や機能を知った。
- ・ 坂道を走行中ギアが抜けて暴走した。耕うん中バックした時爪に当たりそうになった。
- ・ コンバイン稼働中つまりを取ろうとして手を挟み骨折、全治 2 ヶ月。
- ・ 田から田へ移動するため、畦を斜めに越えようとした時トラクタが大きく傾き、車輪が空回りしてたいへんおどろいた。その後は直角に渡るよう気をつけている。

4. 乗用トラクターのチェック結果

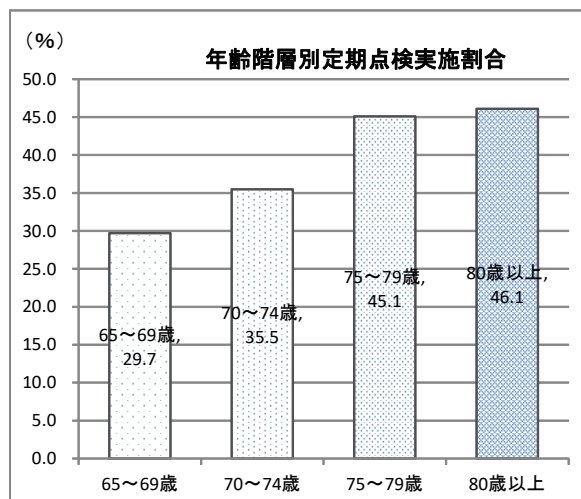
(1) 293人の点検対象者中、乗用トラクターが対象となったのは 270 人と 9 割以上であった。複数台所有の対象者もいる関係から台数は 297 台にのぼった。主として聞き取りによって把握されたこれらの主要スペック等は以下のとおりである。

- ① 馬力 最小 12PS ～最大 105PS、平均 33.9PS
- ② 購入年 昭和 48 年～平成 30 年、平均経過年数 12.3 年（ただし、中古であってもその中古の購入年を聞いた）
- ③ 新車・中古車 新車：191 台（74.9%）、中古車：64 台（25.1%）
- ④ 年間使用日数 3 日～270 日 平均：48.5 日
- ⑤ アワメーター 最小 1 時間～最大 4,500 時間 平均：1,253 時間
- ⑥ 日常点検を行う者 本人 245 台（95.7%）息子等（4.3%）（ただし、回答が「農機具店」などの質問の主旨と異なる回答は省いて集計した）
- ⑦ 販売店等による定期点検 実施あり：102 台（40.4%）実施なし：150 台（59.5%）

この定期点検実施率を年齢階層別にみると、次表のとおり何故か年齢の高いほど実施率も高いとの結果がみられた。

○ 年齢階層別の定期点検実施割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
実施割合	29.7%	35.3%	45.1%	46.1%



(2) 以下の項目は、点検にあたった農業機械士が実機のチェックを行い、実態に基づいて記入した項目の集計である。

① 安全キャブ・フレーム

未装備のものが 15.7%と、未だにそれなりの割合存在している。なお、装備されていても点検時には折りたたまれていたのが 3 例あった。

○ 安全キャブ・フレーム装着の有無

	ROPS あり	ROPS なし
台 数	247 (84.3%) うちたたまれている 3 (1.0%)	46 (15.7%)

② シートベルト

シートベルトの装備率は次表のとおりで、安全キャブ・フレーム装着の場合に効果を発揮するものであることを考えると、キャブ・フレーム装着機には装備そのものは概ねなされていると見込まれる。ただし、後述するが、実際の使用率は装備とは別の問題となる。

○ シートベルト装備の有無

	シートベルトあり	なし又は要改善
台 数	231 (78.3%)	64 (21.7%)

③ ボンネット・カバー類

ボンネットや防護カバーの状態については、問題点のあるものは少なかった。若干数の要改善は、錆による腐食等である。

○ ボンネット・カバー類の状況

	問題なし	要改善
取付けの良否	292 (98.6%)	4 (1.4%)
損傷の状況	289 (98.3%)	5 (1.7%)

④ オイル・冷却水

オイルと冷却水については、14 %強のトラクターに問題がみられた。オイル・冷却水とも不足が典型であるが、オイルには汚れや漏れとの状態もみられた。

○ オイル・冷却水の状況

	問題なし	要改善
台 数	254 (85.8%)	42 (14.2%) うちオイル 25 (8.4%) " 冷却水 20 (6.8%)

⑤ ベルト張り・摩耗

各種ベルトの張りや摩耗をチェックしたところ、約 15 %のトラクターに問題がみられた。問題カ所は、ファンベルトの張り不足及び摩耗がほとんどであるが、一部エアコンベルトの張り不足や逆に張りすぎもあった。

○ ベルトの張りと摩耗の状況

	問題なし	要改善
台 数	251 (85.3%)	43 (14.7%)

⑥ タイヤ空気圧・摩耗等

タイヤについては 20 %が空気圧不足、16 %が摩耗状態であった。空気圧不足のうちタイヤゲージでの計測が報告されているものでは、0.2kg 程度とかなり低いものが散見された。また、摩耗・亀裂は大多数が前輪であった。後輪は駆動力が得られなくなるため摩耗が進むと交換されるが、前輪は極限まで交換されないことがあるものと考えられる。

○ タイヤの状況

	問題なし	要改善
空気圧の状況	233 (80.0%)	58 (20.0%)
摩耗の状況	246 (84.0%)	47 (16.0%)



⑦ ブレーキ

ブレーキについては、遊び・効きの状況が悪いもの、チェック時に左右連結が外れているものいずれも 5 %ほどであった。安全に直結する装置であり、特に前者は 5 %であっても問題といえる。遊びの大きすぎ・小さすぎ、左右のアンバランスなどが報告されていた。また、後者はチェック時(ほとんどが保管中)に連結されていないということは、道路上を連結せず走行している場合が多いのではないかと考えられる。

○ ブレーキの状況

	問題なし	要改善
遊び・効きの状況	278 (94.6%)	16 (5.4%)
左右連結の状況	277 (94.9%)	15 (5.1%)

⑧ 乗降装置

トラクターのステップ、手すりについてもチェック対象としたが、下表のとおりほとんど問題はなかった。ステップの要改善等の2件は、変形が1件、自作のステップをつけているが1件である。

○ 乗降装置の状況

	問題なし	要改善等
ステップの状況	284 (99.3%)	2 (0.7%)
手すりの状況	295 (100.0%)	0 (0.0%)

⑨ 灯火類

灯火類は、下表のとおり点灯しないものがかなりみられた。主として球切れであり修理は容易であるが、もともと装備のない型式も結構あることからか、安全意識が高いとはいえない。

○ 灯火類の状況

	点 灯	点灯しない	装備なし
ヘッドランプ	262 (89.1%)	32 (10.9%)	—
ブレーキランプ	164 (82.4%)	35 (17.6%)	84
ウinker	256 (95.2%)	13 (4.8%)	22

⑩ 反射板

現行の安全性検査(旧安全鑑定)では装着が義務化されている低速車マークであるが、過去には義務がなかったこともあり装着率が高いとはいえない。視界の関係等からか、わざわざ撤去したとの状況も4件あった。

また、その他の後部反射器(いわゆる猫目等)についても全く装着のないトラクターが2割以上あった。

○ 反射板の状況

	あ り	な し
低速車マーク	41 (14.4%) うち破損2 (0.7%)	244 (85.6%) うち外した4 (1.4%)
その他の反射器	232 (78.1%)	65 (21.9%)

⑪ 反射鏡 (バックミラー)

反射鏡については9%強に問題がみられ、そのほとんどが破損である。

○ 反射鏡の状況

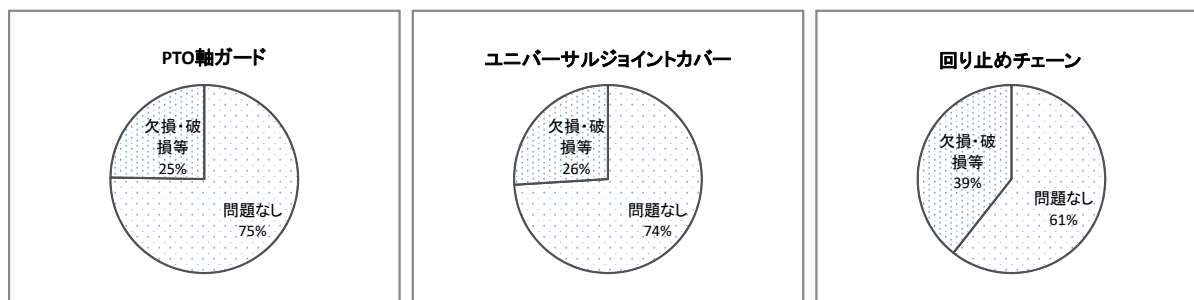
	問題なし	要改善
台 数	265 (90.8%)	27 (9.2%)

⑫ PTO 軸周り

トラクター PTO 軸周辺の防護カバー等については欠損等が多くみられた。PTO 軸ガード(トラクター本体に付いている、PTO 出力軸周辺で袖口などの巻き込まれを防止するカバー)、ユニバーサルジョイントカバー(PTO 軸の回転を作業機に伝達するためのユニバーサルジョイントの巻き込まれ防止カバー)ともに 1 / 4 程がないか破損しており、ユニバーサルジョイントカバーの回り止めチェーンに至っては 4 割が欠損している。

○ PTO 軸周りの状況

	あ り	欠損・破損等
PTO 軸ガード	213 (75.3%)	70 (24.7%)
ユニバーサルジョ イントカバー	211 (74.0%)	74 (26.0%)
回り止めチェーン	171 (60.6%)	111 (39.4%)



⑬ アタッチメント側

トラクターに装着されていたアタッチメントはほとんどがロータリーであるが、トラクター側と同様に PTO 軸ガードの欠損・破損がかなりみられ、その他のカバー類も 1 割以上に異常があった。ロータリーの耕うん爪も 1 割近くに問題があり、そのほとんどが摩耗が進んでいることであった。

○ PTO 軸周りの状況

	問題なし	問題あり (欠損・破損等)
ロータリー側軸ガード	218 (78.4%)	60 (21.6%)
その他カバー・ガード類	242 (87.4%)	35 (12.6%)
耕うん爪取付状況	250 (90.3%)	27 (9.7%)

⑭ 聞き取り事項

実機チェックに加え、トラクター使用時の安全に関する事項について、農業機械士による対象高齢者への聞き取りを行った。その結果は次表のとおりで、ブレーキ連結、注油・グリスアップが不十分と思われる者が1割弱あった。シートベルトを締めていると回答

した者は約 1 / 3 であった(未装備は除いて集計)。

○ 聞き取り事項

	問題なし	問題あり
安全フレーム(作業時に折りたたんでいないか)	155 (96.9%)	5 (3.1%)
シートベルト(乗車時に締めているか)	76 (32.8%)	156 (67.3%)
ブレーキ連結(必要時以外は連結するか)	249 (91.2%)	24 (8.8%)
注油・グリスアップ(十分行っているか、どこに行っているか)	249 (90.2%)	27 (9.8%)

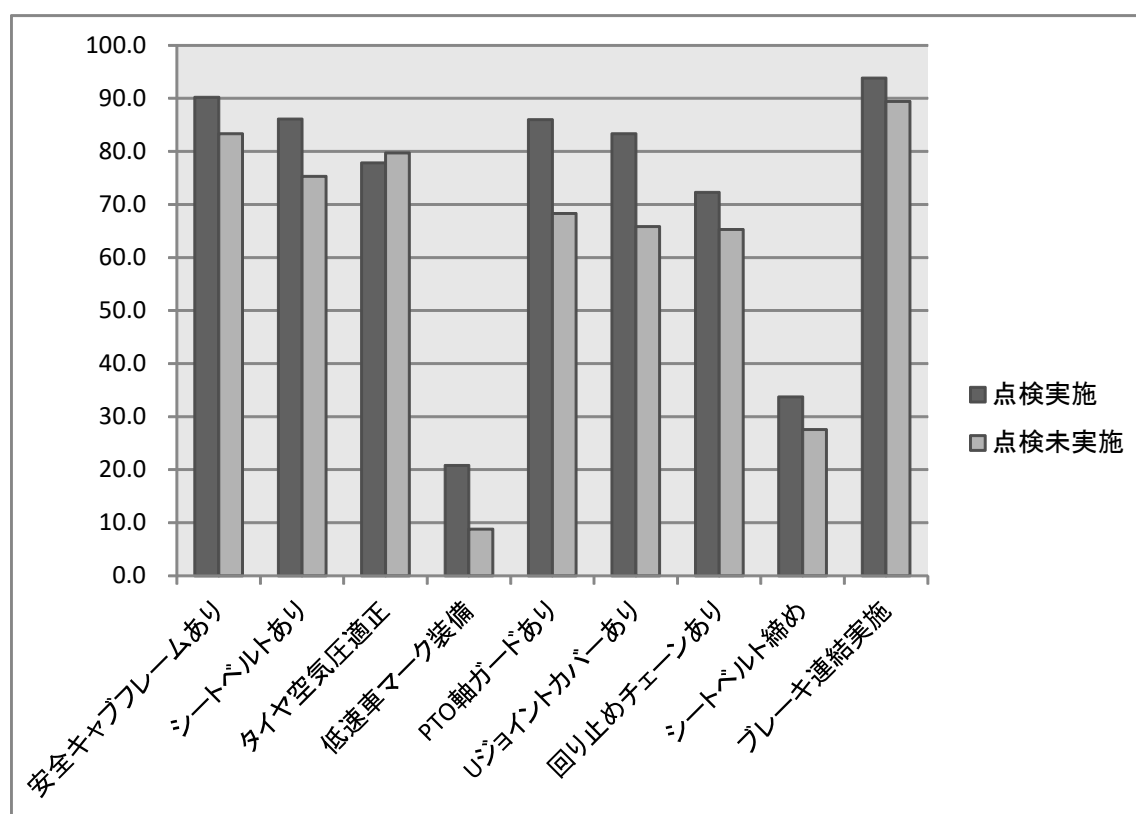
(3) 上記(2)の集計項目のうち、主要な項目について(1)⑦の販売店等による定期点検が行われているか否かとの相関についてクロス集計を行ってみたのが、以下の表である。項目によって程度に差はあるものの、タイヤ空気圧を除き全ての項目で正の相関がある。即ち、表中右側欄が○となっているものが、定期点検実施者の実施者の方が望ましい傾向を示している項目である。

○ 各点検項目に関し定期点検実施の有無との相関関係

安全キャブ・フレーム 装着有無	ROPS あり	ROPS なし	
定期点検実施	90.2%	9.8%	○
定期点検未実施	83.3%	16.7%	
シートベルト有無	シートベルトあり	なし又は要改善	○
定期点検実施	86.1%	13.9%	
定期点検未実施	75.3%	24.7%	
タイヤ空気圧の適正	適 正	要改善	×
定期点検実施	77.8%	22.2%	
定期点検未実施	79.7%	20.3%	
低速車マーク装備	装 備	未装備・要改善	○
定期点検実施	20.8%	79.2%	
定期点検未実施	8.8%	87.8%	
PTO 軸ガード	あ り	欠損・破損等	○
定期点検実施	86.0%	14.0%	
定期点検未実施	68.3%	30.3%	
ユニバーサルジョイント カバー	あ り	欠損・破損等	

定期点検実施	83.3%	16.7%	○
定期点検未実施	65.8%	32.9%	
回り止めチェーン	あ り	欠損・破損等	○
定期点検実施	72.3%	27.7%	
定期点検未実施	65.3%	32.7%	○
シートベルト(聞取り)	締めている	締めていない	
定期点検実施	33.7%	66.3%	○
定期点検未実施	27.6%	72.5%	
ブレーキ連結(聞取り)	普段している	していない	○
定期点検実施	93.8%	6.1%	
定期点検未実施	89.4%	10.6%	

(%) ○各点検項目望ましい結果と定期点検実施との相関



(4)「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に示す。

【全体所見コメント例】

- ・ 日常的に稼働させ、簡易な点検を行い、動作に不具合があると直ぐに業者に点検、修理を依頼しているとのことで全体的に良好。灯火類に不具合が多く、公道走行時に危険有り。転落防止のためは場作業時にもシートベルト要着用。
- ・ 乗降ステップ1段目の45cmは、高齢者にとってつらい、低速車マークは必要。

- ・一般道を走ることが多いので低速車マークが必要。
- ・キャビン車であっても一般道走行時にはシートベルトを締める習慣をお願いしたい。
- ・シートベルトの着用について説明し理解を得た。
- ・エンジンオイル、ファンベルトとの交換をお願いします。車輪にも空気を入れてください。ブレーキの連結を外すのは田の中だけにお願いします。駐車時、格納時は駐車ブレーキを掛けてください。格納庫への道路の傾斜が急なので心配です。左右のブレーキを連結して超低速で登り降りしてください。
- ・ファンベルトの交換について「指摘してもらってよかった」と言われた。PTO軸のトラクター側ガードも交換が必要であるが、機体が古いので部品があるかどうか？
- ・シートベルトを締めるくせが付いていないとのことだったが、転落等の危険を説明して理解をしてもらった。
- ・ブレーキの連結をたまに忘れることがあるとのことだったので、ほ場から出る際は忘れずにブレーキ連結を行うよう指導した。トラクターはきれいに整備されていた。
- ・ブレーキランプカバーが割れていたが、ランプは点灯していたので、カバーを注文してもらった。
- ・反射板等がなかったので反射テープを貼るよう指導した。また、ハウス内作業には十分留意するよう注意喚起した。
- ・方向指示器の球切れ、低速車マークの取付、シートベルトの着用を指導。
- ・ロータリーのリアエプロンが不良で自動深さ調整が効かないため販売店に交換をお願い中、爪の欠け、オイルの汚れを指摘、早期対応をお願い。掃除にはエアコンプレッサーの導入が効果的であることを説明。

5. 耕うん機のチェック結果

- (1) 点検対象者中、耕うん機が対象となったのは 112 人で全体の 4 割弱、台数は 112 台と全てひとり 1 台であった。これらの主要スペック等は以下のとおりである。
 - ①馬力 最小2PS～最大12PS 平均6.1PS
 - ②購入年 昭和35年～平成29年、平均経過年数 13.1年（中古は購入年以降）
 - ③新車・中古車 新車：71台、中古車：18台
 - ④年間使用日数 1.5日～120日 平均18.8日
 - ⑤耕うん方式 ロータリー付き：95台、ロータリーなし：10台、車軸耕うん：6台

(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① 安全鑑定証票

安全鑑定を受検していた（正確には証票があったもの）は、約 2 / 3 であった。

○ 安全鑑定証票貼付の有無

	あ り	な し
台 数	71 (64.0%)	40 (36.0%)

② Vベルトカバー

Vベルトカバーに問題ありとのものは 6%強ではあるが、耕うん機の安全上極めて重要な防護カバーであり、6%もに支障があったのは小さない問題点といえる。

○ Vベルトカバーの状態

	問題なし	問題あり
台 数	104 (93.7%)	7 (6.3%)

③ タイヤの状況

タイヤ空気圧に問題があったのは約 17%であり(全て不足)、乗用トラクターのそれ (20%)よりは若干低いものの、かなりの割合を示しているものといえる。また、摩耗に関してもほぼ同じ割合で、これはトラクター(16%)ともほぼ同じであった。

○ タイヤ空気圧・摩耗の状況

	問題なし	問題あり	鉄車輪等
空気圧の状況	64 (83.1%)	13 (16.9%)	29
摩耗の状況	79 (83.2%)	16 (16.8%)	14

④ 駐車ブレーキ

駐車ブレーキの装備率は6割弱であった。これはごく小型のいわゆる管理機にはもとより必要ないものであるが、耕うん機のなかでも比較的大型といえる 7PS 以上でみても装備率は約 3 / 4 であった。

○ 駐車ブレーキの状況

	あ り	なし・要改善
全 体	57 (57.0%)	43 (43.0%)
うち 7PS 以上	28 (75.7%)	9 (24.3%)

(注)要改善は 1 例のみ

⑤ 後進時の挟まれ防止のための各種安全装置

耕うん機による重大事故で多いのが、後進時に耕うん機本体と立木や壁との間に作業者が挟まれる事故であり、これを防止するためいくつかの種類の安全装置がある。その装備状況をチェックした結果が次表のとおりである。

「なし・要改善」欄のほとんどが「なし」であるが、後進時作業部停止装置については「取り外した」との回答が 3 例あり、事情はあるのではあろうが問題点といえる。

これらについて 7PS 以上のものに限って装備率をみると、4 種類のうち 3 種類では大型の方が装備率が高かったが、非常停止ボタンのみ逆転していた。大型に多いディーゼルには非常停止ボタンの装備が難しいためと思われる。

○ 後進時の安全装置装備状況

	あ り	なし・要改善
デッドマンクラッチ	38 (34.9%)	71 (65.1%)
うち 7PS 以上	16 (43.2%)	21 (56.8%)
非常停止ボタン	54 (50.0%)	54 (50.0%)
うち 7PS 以上	18 (47.3%)	20 (52.6%)
挟圧防止装置	30 (27.0%)	81 (73.0%)
うち 7PS 以上	13 (34.2%)	25 (65.8%)
後進時作業部停止装置	41 (38.0%)	67 (62.0%)
うち 7PS 以上	16 (44.4%)	20 (55.6%)

(説明) デッドマンクラッチ: 手を離したときにクラッチが切れる構造のもの

非常停止ボタン: ボタンを押すとエンジンが止まるもの

挟圧防止装置: 後進時に体が壁などに押しつけられるとクラッチが切れるもの

後進時作業部停止装置: ギアが後進の状態だとロータリーが回転しない構造のもの

⑥ ヘッドランプ

ヘッドランプはもとより装備されていないものが多いが、装備されている中で故障しているものが 5 例あった。

○ ヘッドランプの状況

	点 灯	故障等	な し
台 数	28 (27.2%)	5 (4.9%)	70 (68.0%)

⑦ ロータリー

ロータリー部の問題点報告は少なかった。問題ありとの指摘があったのは、耕うん軸カバーではオイル漏れ、ロータリー部カバーでは変形、耕うん爪では摩耗等である。

○ ロータリー部の状況

	問題なし	問題あり
耕うん軸カバー	94 (97.9%)	2 (2.1%)
ロータリー部カバー	94 (96.9%)	3 (3.1%)
耕うん爪	93 (93.9%)	6 (6.1%)

(3) 「全体所見・その他特記事項」欄の代表的なコメントを以下に示す。

【全体所見コメント例】

- ・ 作業実施前に本人が点検し、問題があるところは、JA農機に修理を依頼している。
- ・ Vベルト及び、クラッチ板については要交換。
- ・ ハウス内での使用が多いので、挟まれないように安全装置のついた機種に買い替えることが望ましい。

6. コンバインのチェック結果

(1) 点検対象者中、コンバインが対象となったのは 141 人で全体の 5 割弱、台数は 141 台と全てひとり 1 台であった。これらの主要スペックは以下のとおりである。

- ① 条数 最小 2 条～最大 6 条、平均 3.4 条
- ② 購入年 昭和 63 年～平成 30 年、平均経過年数 8.8 年（中古は購入年以降）
- ③ 新車・中古車 新車：92 台、中古車：30 台
- ④ 年間使用日数 1 日～60 日 平均 12.5 日
- ⑤ 農機具店等による定期点検 実施あり：69(57.0%) 実施なし：52(43.0%)

(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① エンジン周り

エンジン周りのチェック結果は次表のとおりで、オイル・冷却水で問題があったのはオイル不足が多かった。わらくずの除去が不十分なものも一定数みられた。

○ エンジン周りの状況

	問題なし	問題あり
オイル・冷却水	134 (95.0%)	7 (5.0%)
わらくずの除去	128 (92.1%)	11 (7.9%)

② 足回り

足周りのチェック結果は次表のとおりで、クローラの摩耗・亀裂、張りが弱いものが多少みられた。また転輪類で問題があった点はスプロケットの摩耗等であった。

○ 足回りの状況

	問題なし	問題あり
摩耗・亀裂	134 (95.7%)	6 (4.3%)
クローラの張り	135 (96.4%)	5 (3.6%)
転輪類	133 (96.4%)	5 (3.6%)

③ 運転操作部

運転操作部は、ブレーキはほとんど問題がないが（問題ありの 2 例は要修理が 1、格納時にブレーキをかけていないが 1）、刈取部の落下装置は装備されていないものが一定数みられた。

○ 運転操作部の状況

	問題なし	問題あり・装備なし
ブレーキ	138 (98.6%)	2 (1.4%)
刈取部の落下防止装置	128 (93.4%)	9 (6.6%)

- ④ 乗降装置(ステップ、手すり)、灯火類(ヘッドランプ、ウィンカー、作業灯)、刈取部カバー類、脱穀部カバー類・ベルト等の張り

これらについては、各項目とも問題ありとの報告は 0 ～ 2 例程度であり、ほとんど問題がなかったといえる。

- ⑤ 低速車マーク

装備されているのは1割強とまだまだ少ない。

○ 低速車マークの有無

	あ り	な し
台 数	15 (10.9%)	123 (89.1%)

- ⑥ 刈取部わらくず除去

清掃が必要と報告されたのが 13 %ほどあった。

○ 刈取部わらくず除去状況

	問題なし	問題あり
台 数	120 (87.0%)	18 (13.0%)

- ⑦ 手こぎ部非常停止ボタン

手こぎ部非常停止ボタンについては、装備なしが 15%ほどあり、故障(ボタンが割れている)が 1 例あった。

○ 手こぎ部非常停止ボタン状況

	装 備	故障等	な し
台 数	119 (84.4%)	1 (0.7%)	21 (14.9%)

- (3) 「全体所見・その他特記事項」欄の代表的なコメントを以下に示す。

【全体所見コメント例】

- ・ シーズン前にはオイル交換、各部の点検を行い収穫作業に備えている。使用中も夕方には絡まったワラなどをきれいに取り除き明日に備えている。
- ・ オイル交換をお願いします。駐車ブレーキも掛けてください。トラクターと同じよう、格納庫までの道路が急勾配なのでバックで超低速で移動してください。
- ・ 左側のキャタピラに大きな亀裂が有り、作業中に走行不良を起こしかねないため整備するよう報告した。

- ・ オイル交換をお願いします。駐車ブレーキも掛けてください。トラクターと同じよう、格納庫までの道路が急勾配なのでバックで超低速で移動してください。
- ・ エンジン部Vベルトが交換時期、使用後グレンタンク株の残渣を除去してください。

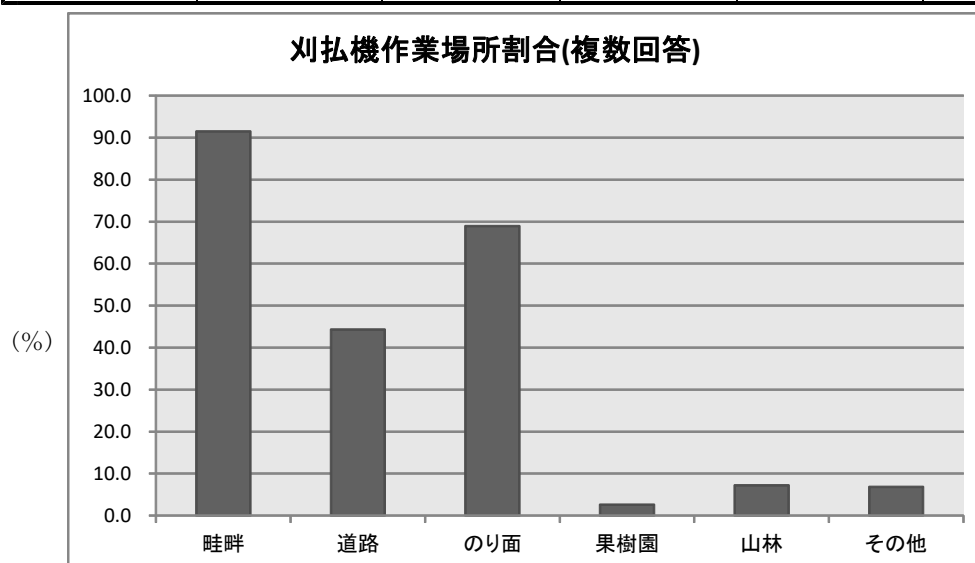
7. 刈払機のチェック結果

(1) 点検対象者中、刈払機が対象となったのは 235 人で全体の 8 割、台数は 242 台と、ひとり 1 台＋若干数であった。これらの主要スペック等は以下のとおりである。

- ① 購入年 昭和 60 年～平成 30 年、平均経過年数 7.8 年
- ② 刈り刃 チップソー：206(86.6%) ナイロンコード：27(11.3%)
その他：5(2.1%)
- ③ 年間使用日数 0 日～200 日 平均：32.9 日
- ④ 主な作業場所

○ 刈払機の主な作業場所(複数回答あり)

畦 畔	道 路	のり面	果樹園	山 林	その他
215(91.5%)	104(44.3%)	162(68.9%)	6(2.6%)	17(7.2%)	16(6.8%)



(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① 安全鑑定証票

安全鑑定を受検していた(正確には証票があったもの)は、1 / 3 以下にとどまった。

○ 安全鑑定証票貼付の有無

	あ り	な し
台 数	74 (31.6%)	160 (68.3%)

② カバー類

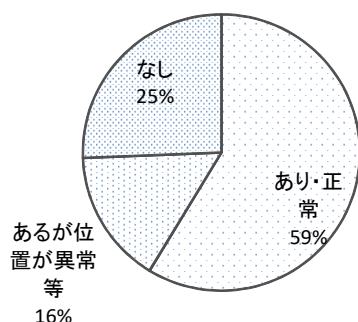
刈刃部分の飛散物防護カバーについては、正常なものは6割弱にとどまった。新品時点から装備されていないものは皆無と思われるが、草がからまること等を嫌い完全に除去してしまったものが 1 / 4 強、位置をずらして使っているものが 15%強にのぼった。なお、チェックシート上は正常と報告されているものであっても、写真で確認して位置が異常と判断できるものは「あるが位置が異常等」に分類した。

エンジン周りについては概ね問題なかったが、問題ありと指摘されているものはカバーの欠け等である。

○ 飛散物防護カバー等の状況

	あり・正常	あるが位置が異常等	な し
飛散物防護カバー	142 (58.7%)	38 (15.7%)	62 (25.6%)
エンジン周りカバー	234 (97.9%)	5 (2.1%)	

飛散物防護カバーの状況



③ スロットル

安全性の高い非固定式であるか(スロットルから手を離すと回転がアイドリングになる仕組みであるか)をチェックしたが、55%強が非固定式であった。ただし手を離しても高回転が連続するよう自分で固定してしまっているものが 4 例あった。

○ スロットルの状況

	非固定式で正常	非固定式で無理に固定	固定式
台 数	130 (55.3%)	4 (1.7%)	101 (43.0%)

④ 緊急離脱装置

構造上もともと装備のない背負式を除くと、緊急離脱装置の装備率は約7割であった。「なし・故障」との分類はほとんどが「なし」で、1 例のみ「取付ピン破損」が報告されたものがあつた。

○ 緊急離脱装置の状況

	あ り	なし・故障	背負式(なし)
台 数	153 (70.8%)	63 (29.2%)	21

⑤ 刈刃

刈刃そのもののガタ・ゆるみ・欠けなどが報告されたのは1割弱である。これらは作業性への影響のみならず、チップが外れて飛散するなど事故につながることもあり、注意が必要である。取付ボルトがあまいとされたのも3例だが報告された。

保管時刃先カバーとは、保管や運搬時に刃の部分に装着するカバーのことであるが、装着されているのは4割と半数以下にとどまった。

○ 刈刃周りの状況

	問題なし	問題あり
ガタ・ゆるみ・欠け	217 (90.8%)	22 (9.2%)
取付ボルト固定	236 (98.7%)	3 (1.3%)
保管時刃先カバー	92 (39.7%)	140 (60.3%)

※保管時刃先カバー欄はナイロンコード刃のため使用していないものを除く

⑥ 聞き取り事項

実機チェックに加え、刈払機使用時の安全用具に関する事項について、農業機械士による対象高齢者への聞き取りを行った。その結果は次表のとおりで、それぞれ以下のようなであった。

【ゴーグル・フェイスシールド】所有率は比較的高いが、使用率は6割程度である。

【ヘルメット】所有率は約半数であるが、使用は2割弱にとどまる。

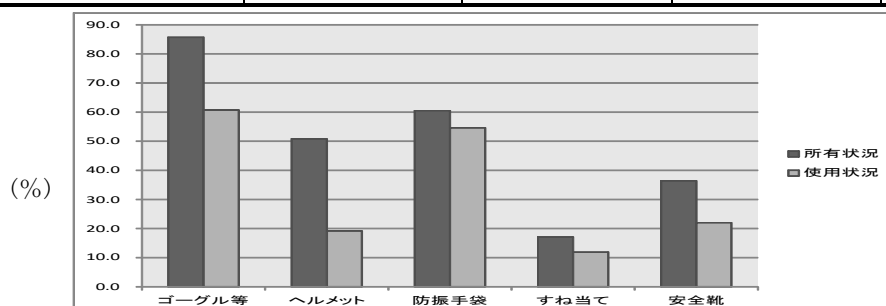
【防振手袋】所有率は約6割で、所有していればほぼ使用されている。

【すね当て】所有率は2割以下にとどまり、使用率はさらに低い。

【安全靴】「安全靴」の定義が単純ではないが、聞き取り結果では所有率4割弱、ただし使用率は2割強にとどまった。

○ 聞き取り事項

	所有の有無		使用の有無	
	あ り	な し	あ り	な し
ゴーグル・フェイスシールド	204 (85.7%)	34 (14.2%)	145 (60.7%)	94 (39.3%)
ヘルメット	121 (50.8%)	117 (49.2%)	46 (19.2%)	193 (80.8%)
防振手袋	144 (60.5%)	94 (39.5%)	131 (54.6%)	109 (45.4%)
すね当て	40 (17.1%)	194 (82.9%)	28 (11.9%)	208 (88.1%)
安全靴	86 (36.4%)	150 (63.6%)	52 (22.0%)	184 (78.0%)

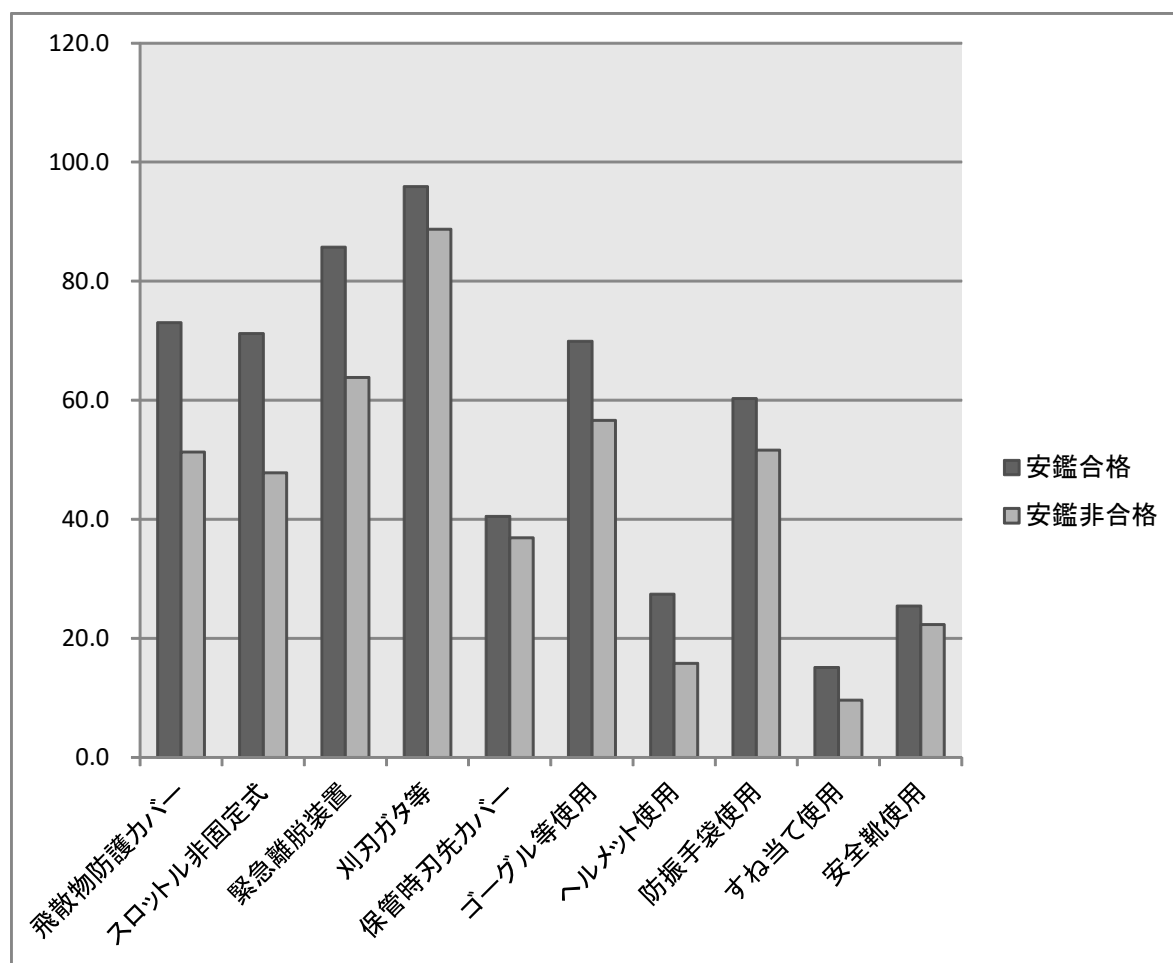


(3) 上記(2)の集計項目のうち、主要な項目について(2)①の安全鑑定合格機であるか否かとの相関についてクロス集計を行ってみたのが、以下の表である。表中右側欄が○となっているものが、安全鑑定合格機(または合格機使用者)の方が望ましい傾向を示している項目であるが、全ての項目で安全鑑定合格機の方が好結果となっている。特に飛散物防護カバーやスロットル固定などハードに関する項目で、非合格機との差が大きくなっている。

○ 各点検項目に関し安全鑑定合格機であるかどうかとの相関関係

飛散物防護カバー	あり・適正	要改善、なし	○
安全鑑定合格	73.0%	27.0%	
〃 非合格	51.3%	48.7%	
スロットル非固定式	非固定式・適正	固定式、要改善	○
安全鑑定合格	71.2%	28.8%	
〃 非合格	47.8%	52.2%	
緊急離脱装置	あり・適正	要改善、なし	○
安全鑑定合格	85.7%	14.3%	
〃 非合格	63.8%	36.2%	
刈刃ガタ・ゆがみ・欠け	問題なし	問題あり	○
安全鑑定合格	95.9%	4.1%	
〃 非合格	88.7%	11.3%	
保管時刃先カバー	あり	なし	○
安全鑑定合格	40.5%	58.1%	
〃 非合格	36.9%	60.5%	
ゴーグル・シールド	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	69.9%	30.1%	
〃 非合格	56.6%	43.4%	
ヘルメット	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	27.4%	72.6%	
〃 非合格	15.8%	84.2%	
防振手袋	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	60.3%	39.7%	
〃 非合格	51.6%	48.4%	
すね当て	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	15.1%	84.9%	
〃 非合格	9.6%	90.4%	
安全靴	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	25.4%	74.6%	
〃 非合格	22.3%	74.7%	

(%) ○各点検項目望ましい結果と安全鑑定合格機であるかとの相関



(4)「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に示す。

【全体所見コメント例】

- ・ 刃先カバー等の取付もなされており安全面への配慮がうかがえました。法面の草刈りは自走式で行い、平坦地での草刈りは安全靴を履くが、すね当てはしないとのこと。防護具の必要性をPRして行く必要があると感じました。
- ・ 刈払機は古いようで本体も重い、エンジンは始動するが使用しない方が良くと勧めた。
- ・ 肩掛けバンドの更新をお願いします。作業時に顔面を守る面の使用をお願いします。
- ・ 古い機械のため安全装備が無い。後からでも付けられる装備があることを伝え安全な作業を心がけてもらえるように話をし理解してもらえた。
- ・ 本人の装備する保護具も無い状態である。安全な作業のための必要性を説明して理解してもらった。
- ・ 飛散物防護カバーの取付を指導し、安全作業を心がけるようお願いしました。
- ・ 飛散物防護カバーを取り付けると、畦畔に引っかかったり草が詰まったりして作業が困難となるため、取り外したとのこと。取付けを指導。

通し番号 ①

対象者シート

点検月日 月 日

県名	担当農業機械士名	点検対象者名
----	----------	--------

対象者の住んでいる市町村	対象者の生まれた年	昭和 年
対象者の就農した年	昭和・平成 年頃 ※概ねで可	
[経営概況] 営農形態：個別経営・集落営農等・法人・その他() ← いずれかに○ 農地：田() a 畑() a 施設() a 主要作目：水稻・麦類・豆類・いも類・露地野菜・施設野菜・果樹・乳牛・肉牛 ← 3つまでに○ その他()		

●対象者の農作業安全に関する状況 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい

(1) 農作業のときのケガなどが補償されるような保険に入っていますか (ひとつに○)

() 入っている → (2)へ () 入っていない → (3)へ () よく分からない → (3)へ

(2) 上の質問で「入っている」と答えた方のみ：どのような保険ですか (該当に○)

() 労災保険 () 農作業中傷害共済など農業のケガの補償が主となる保険

() 自動車共済・保険で農業機械によるケガが補償される特約を付けている

() 生命共済・保険等でケガの治療が補償される特約を付けている

() その他()

(3) 田や畑に出かけるとき、普通、携帯電話は持ち歩きますか (ひとつに○)

() はい () いいえ () 携帯電話を持っていない

●農業機械の事故又はヒヤリ・ハットの経験 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい

対象者が自分で経験した事故などのうち、最も深刻だったと思うものを教えて下さい

[機種名] [時 期] 昭和・平成 年頃 季節()

[状況・傷害程度]

【対象者シート】

通し番号 _____

農業機械チェックシート【乗用型トラクター・農用運搬車】

い ず れ か に ○

県名		担当農業機械士名		点検対象者名	
----	--	----------	--	--------	--

対象機メーカー名：	型式名：		馬力：	ps
購入年：昭和・平成	年(新車・中古)	2WD・4WD	車輪・セミクローラ・フルクローラ	
アワーメーター：	hr	点検対象者が当該機を使用する日数：年間約		日
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)				
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか：はい()いいえ()				
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成 年 月)				
当該機の主要作業(複数に○)：耕うん・代かき・防除・収穫・運搬・その他()				

問題なし：○、要改善：✓、装着なし：なし と記入 ↓ 要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
転倒転落 安全装置	安全キャブ・フレーム		
	シートベルト		
エンジン回り	ボンネット	取付良否	
	・カバー類	損傷状況	
	オイル・冷却水		
	ベルト類(張り・摩耗)		
足回り	車 輪	空気圧	
		摩耗・亀裂	
		止めボルト	
	クローラ	摩耗・亀裂	
		張り	
ブレーキ	ブレーキ	遊び・効き	
		左右連結	
	駐車ブレーキ		
乗降装置	ステップ		
	手すり		
灯火類	ヘッドランプ		

【トラクター・運搬車1枚目】

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
灯火類続き	リヤランプ		
	ブレーキランプ		
	ウィンカー		
	その他作業灯		
反射板	三角反射板(低速車マーク)		
	その他の後部反射器		
反射鏡	バックミラー		
P T O軸回り	軸ガード(トラクター側)		
	ユニバーサルジョイントのカバー		
	上記カバー回り止めチェーン		
ロータリーその他のアタッチメント	軸ガード(ロータリー側)		
	その他カバー・ガード類		
	耕うん爪取付状況		
安全表示	各種注意喚起ラベル		

●以下は聞き取りで記入

項 目	聞 取 項 目	状況	改善すべき点
安全フレーム	作業時に折りたたんでいないか		
シートベルト	乗車時に締めているか		
ブレーキ連結	必要時以外は連結するか		
注油・グリスアップ	十分に行っているか どこに行っているか		

[全体所見・その他特記事項]

【トラクター・運搬車 2 枚目】

通し番号_____

農業機械チェックシート【耕うん機】

県名		担当農業機械士名		点検対象者名	
----	--	----------	--	--------	--

対象機メーカー名：	型式名：	馬力：	ps
購入年：昭和・平成	年(新車・中古)	ロータリー付き・ロータリーなし・車軸耕うん式	
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約 日			
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)			

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし と記入 ↓ ↓ 要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
証票	安全鑑定証票		
エンジン回り	エンジンカバー		
	Vベルトカバー		
	ベルト (張り・摩耗)		
	オイル・冷却水		
	その他		
足回り (タイヤ)	空気圧		
	摩耗・亀裂		
	止めボルト		
運転操作部	主クラッチ遊び・作用		
	サイドクラッチ遊び・作用		
	作業部クラッチ遊び・作用		
	スロットルレバー		
	駐車ブレーキ		
安全装置 (後退時挟まれ防止等)	デッドマンクラッチ		
	非常停止ボタン(キルスイッチ)		
	挟圧防止装置		
	後進時作業部停止装置		

【耕うん機 1 枚目】

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
灯火類	ヘッドランプ		
ロータリー	駆動部カバー		
	ロータリーカバー		
	耕うん爪		
安全表示	各種注意喚起ラベル		

[全体所見・その他特記事項]

【耕うん機２枚目】

通し番号_____

農業機械チェックシート【コンバイン】

県名		担当農業機械士名		点検対象者名	
----	--	----------	--	--------	--

対象機メーカー名：	型式名：	条数：	条
購入年：昭和・平成	年(新車・中古)	自脱型・汎用型	
アワーメーター：	hr	グレンタンク式・ホッパ式	
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約 日			
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)			
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか：はい()いいえ()			
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成 年 月)			

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし と記入 ↓ 要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
エンジン回り	オイル・冷却水		
	わらくずの除去状態		
足回り (クローラ)	摩耗・亀裂		
	クローラの張り		
	転輪類		
運転操作部	操向装置(レバー・ハンドル)		
	ブレーキ		
	刈取部の落下防止装置		
乗降装置	ステップ		
	手すり		
灯火類	ヘッドランプ		
	ウinker		
	その他作業灯		
反射板	三角反射板(低速車マーク)		
	その他の後部反射器		

【コンバイン1枚目】

部 分	点 検 項 目		状 態	改 善 す べ き 点
反射鏡	バックミラー			
刈取部	カバー類	取付の良否		
		損傷の有無		
	刈刃の損傷			
	わらくずの除去状態			
脱穀部	カバー類	取付の良否		
		損傷の有無		
	ベルト・チェーンの張り			
	わらくずの除去状態			
排わら部	カバー類	取付の良否		
		損傷の有無		
	カッター刃の損傷			
安全装置	手こぎ部非常停止ボタン			
安全表示	各種注意喚起ラベル			

[全体所見・その他特記事項]

【コンバイン2枚目】

通し番号_____

農業機械チェックシート【刈払機】

県名		担当農業機械士名		点検対象者名	
----	--	----------	--	--------	--

対象機メーカー名：	型式名：	エンジン・電動
購入年：昭和・平成 年	刈刃：チップソー・ナイロンコード・その他()	
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約 日		
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)		
当該機の主要作業(複数に○)：畦畔・道路・のり面・果樹園・山林・その他()		

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし と記入 ↓ ↓ 要改善の場合、その内容を記入

部 分	点 検 項 目	状態	改善すべき点
証票	安全鑑定証票		
カバー類	飛散物防護カバー(刈刃)		
	エンジン回り		
スロットル	非固定式であるか		
肩掛けバンド	バンドの損耗・亀裂		
	緊急離脱装置の作動		
刈刃	ガタ・ゆがみ・欠け		
	取付ボルトの固定		
	保管時の刃先カバー		

●以下は聞き取りで記入

部 分	点 検 項 目	所有の有無	使用の有無	備 考
安全装備の所有 及び使用状況 (日常的に使用し ている場合、使 用ありと記入)	ゴーグル・フェイスシールド	あり・なし	あり・なし	
	ヘルメット	あり・なし	あり・なし	
	防振手袋	あり・なし	あり・なし	
	すね当て	あり・なし	あり・なし	
	安全靴	あり・なし	あり・なし	

【刈払機 1 枚目】

[全体所見・その他特記事項]

【刈払機 2 枚目】

○ベテラン農業機械点検の実施方法

近年、農業機械作業に係る死亡事故は農作業死亡事故全体の6～7割を占めるほか、農作業事故死亡者に占める80歳以上の方の割合は増加傾向にあります。

農業機械による事故を防止するためには、機械が安全に作動するように定期的に点検・整備を行うことが重要ですが、それをしないまま農業機械を使用している状況が散見されます。定期的に点検・整備していない機械は、作業中に故障し事故につながるリスクも高くなるはずです。

このため、高齢農業者の方が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、点検・整備の大切さをお伝えするとともに、その機会を捉え農作業事故への注意喚起をすることにより、農作業事故の減少につなげていくための補助事業を農林水産省が実施することとなりました。

日本農業機械化協会がこの事業を受託し、「ベテラン農業機械点検」として実施しますが、全国農業機械士協議会におきましてはこれに全面的に協力し、以下のような形で点検を進めていきたいので、よろしくお願いいたします。

1. 実施期間

事業全体の実施:平成30年4月～平成31年3月

現場点検の実施:平成30年7月～平成30年12月

※なるべく秋の繁忙期前に実施するよう、お願いいたします。

2. 点検を実施する人

府県農業機械士組織所属の農業機械士であれば誰でもかまいません。また、県ごとに実施者数の制限はありません。ただし、なるべく7月9日の説明会に出席した方ご本人が優先して点検を実施するようにして下さい。(実施者数の目途としては各県1～数名程度)

3. 点検の対象となる人

(1) 年齢

必ず65歳以上(昭和28年以前の生まれの方)である必要があります。ただし、事業の主旨から言って75歳以上の方をなるべく優先して点検するようにして下さい。府県点検対象者総数のうち半数以上が75歳以上になることを目標とします。

(2) 農業経営

個別経営の方を優先しますが、集落営農や法人経営でオペレーターを務めているような方でも結構です。ただし後者の場合は、点検する機械が主としてその方が使っている

(年間使用時間の概ね半分以上)状態である必要があります。

(3) 対象者の選び方

対象者の選び方は点検を実施する人にお任せします。親戚や知り合い、もしくは知り合いの知り合いといった、つてをたどることで差し支えありません。一方、イベントや集会などで高齢者に声をかけたり、市町村やJAなどに紹介してもらうなどの方法でも結構です。原則として自県内としますが、場合によっては近県の方でも差し支えありません。

ただし、点検を行って整備不良などの改善に役立てるという事業の主旨から、①なるべく整備状況などに不安があると考えられるような対象者を優先し、②原則として農業機械士会会員は対象外として下さい。つまり、どちらかという、「あぶなかつしい」と思われる人のところに点検に行きたくて欲しいということです。

(4) 点検対象者数

各県ごとに目標数を設定してあります。(7ページ参照:県により30人～10人)この数を
目途に点検実施をお願いします。

4. 点検の対象となる機械

(1) 点検の対象者が使用している機械

チェックする農業機械は、点検の対象者が主として使っている農業機械である必要があります。「主として使っている」とは、その機械の年間稼働時間のうち概ね半分以上が対象者によって使われているようなものをいいます。即ち、「家にある機械で普段は息子が使っているが、点検対象者もたまには使う」というような機械は対象となりません。ただし「概ね半分」とは厳密なものではなく、点検対象者の感覚で結構です。

また、法律上の所有権や誰が購入費を負担したかなどにはこだわらず、対象者がよく使う機械であれば差し支えありません。即ち、前述のように集落営農や法人所有の共用の機械であっても、対象者が「主として使っている」ものであれば点検対象となります。

(2) 点検の対象となる機種

① 基本的に対象とする機種

チェックシートの様式が作成してある、ア. 乗用型トラクター及び農用運搬車、イ. 耕うん機(いわゆる管理機も含む)、ウ. コンバイン、エ. 刈払機が主な対象です。 いずれも死亡事故または傷害事故の多い機械となっています。

② その他の対象機種

①以外であっても動力のついた農業機械であれば基本的に何でも対象としてかまいません。例えば、田植機、スピードスプレーヤー、乗用管理機、移植機などは対象となります。これらをチェックする場合には、①のチェックシートのうち一番近いと思われるものについて、適宜必要な項目を付け加える等によりお使い下さい。その場合、シートの機種名を二重線で消して訂正して下さい。

③ 対象としないもの

乾燥機等の据え置きで用いる機械は対象としないで下さい。また、自動車・フォークリ

フトも対象外とします。なお、トラクターのアタッチメントも原則として単独の点検対象とはしません。

(3) 台数

点検対象者ひとりあたりの点検機械の機種数・台数に決まりはありませんが、概ねひとりあたり3台ぐらいを想定しています。

5. 点検方法

点検を実施する農業機械士が対象者の格納庫等機械のあるところに出向き、必ず対象者立ち会いの下、点検をして下さい。地域における会合や共同での作業に各自の刈払機を持ち寄る機会があるなどの場合は、その場ででも結構です。要は場所はどこでもかまいませんが、対象者と点検機械の両方が揃っているところで実施して下さい。

(1) この点検の趣旨の説明

必要に応じ別紙「○ベテラン農業機械点検のお願い」を使って点検する理由を説明して下さい。事前に説明する場合と当日に説明する場合、どちらもあり得と考えています。

(2) 対象者シートの記入(記入例参照)

まず、聞き取りで対象者シートに記入をしていきます。ただしヒヤリハット経験などについては機械のチェックをしながらの会話のなかで明らかになることもありますので、必ずこのシートを先に仕上げなければならない、ということではありません。

(3) 農業機械チェックシートの記入(記入例参照)

次に農業機械チェックシートを用いて順番に機械の点検をしていきます。問題点がみつかれば対象者にその理由や改善方法、点検方法などをご理解いただくのも重要ですので、なるべく意見交換・会話等をしながらのチェックシート作成をお願いします。また、対象者の機械取扱い上の特徴や傾向などで感じたことがあれば[全体所見・その他特記事項]の欄に記入をお願いします。

これら(2)(3)のチェックシートは、点検中に綺麗に仕上がりればもちろんそれでも結構ですが、取り敢えず現場ではメモ的に記入し、後で別紙に清書をするという方法もあろうかと考えます。やり易い方法で作成下さい。

(4) 写真の撮影

点検対象機械の全体写真と、問題のある部位についての写真を撮って下さい。格納庫内などは暗い場合もあり本物のカメラを準備いただいた方が好ましいと考えますが、明るいところであればスマホ等でもかまいません。

(5) 安全注意事項の伝達・資料の配付

個別機械の点検・改善とともに重要なのが安全意識の向上です。農業機械士の皆様の豊富なご経験・知識を相手の方に伝達していただくようお願いいたします。会話のきっかけとなることもあり、以下の資料等を対象者にお渡し下さい。なお、これ以外でも点検者の工夫で資料等をご準備いただいても結構です。

- 反射テープ(夜間の目印用)
- トラクターの構造と安全な使い方(冊子)
- コンバインの構造と安全な使い方(冊子)
- 耕うん機と刈払機の構造と安全な使い方(冊子)
- 公道での農機事故は安全確認と予防対策で防げます(チラシ)
- 声をかけ合って農作業の事故を防ごう(2種類)(チラシ)
- 農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存知ですか!!(パンフ)
- 農作業時の熱中症予防対策チェックシート(チラシ)
- 農作業事故ゼロへ(ステッカー)

※これらは府県農業機械士組織の事務局に機械化協会からまとめてお送りします。

6. 点検に行く人

担当の農業機械士が行くのはもちろんですが、お相手を紹介いただいた方や他の農業機械士、行政関係者などと一緒に、複数で行っても差し支えありません。ただし、12. の謝金支出の対象となるのは担当農業機械士1名分のみですので、ご了解下さい。

7. 点検時の持ち物

本ページ上の相手に渡すパンフレット等のほか、点検には以下のようなものが必要です。

- 点検記入用紙(対象者シート、農業機械チェックシート)
- 紙ばさみ(記入用紙の下敷き)
- 腕章(この事業のために作成した黄色い腕章)

●筆記具

●カメラ(スマホ等でも可)

また、もしお持ちであれば、以下を持参されると便利かと存じます。

- タイヤゲージ(空気圧点検用)
- 点検用ハンマー(ボルトのゆるみなど点検用)
- 懐中電灯(格納庫内など暗い場合がある)

※ 上記のうち、○は機械化協会から府県農業機械士組織の事務局にお送りします。

●はご自身でご用意下さい。なお、点検記入用紙が足りなくなった場合などは、コピーして使ってください。

8. 結果の点検対象者への伝達

作成した「農業機械チェックシート」については、その機械の安全性改善に役立てるため、コピーをとって点検対象者に渡すことを原則とします。その場でコピーして渡せるというちばんいいとは考えますが、現実的には点検場所にコピー機はまずない上、シートの清書が必要な場合も多いので、自宅に帰って清書の後、コピーを郵送するか何らかの機会

に手渡すということで結構です。

なお、「対象者シート」については、コピーを渡す必要はありません。

9. 年間計画の作成

本日(7月9日)の説明会終了後、府県農業機械士組織におかれては、様式1の「ベテラン農業機械点検計画表」を速やかに作成し、機械化協会に送付して下さい。7月20日(金)までをお願いいたします。

あくまで計画ですので、例えば計画表に名前のない農業機械士の方が点検を実施するなど後で計画変更があっても全くかまいませんが、取り敢えず開始段階での見通しを把握したいので、作成・送付をお願いいたします。

10. 毎月報告

点検を実施した農業機械士は、毎月の月末にその月に作成した分の①対象者シート、②実施の農業機械チェックシート、③写真を機械化協会まで送って下さい。送付方法は以下のとおりで、いずれもア. イ. ウ. のどれでもかまいません。

①及び②(シート類)

ア. コピーを郵送 〒 104-0033 東京都中央区新川2-6-16 日本農業機械化協会
(表に「ベテラン点検シート在中」と書いて下さい)

イ. ファックスで送付 03-3297-5639

ウ. PDF ファイルにしてメールで送付 tenken@nitinoki.or.jp

原則として対象者1名毎に①②をまとめてひとつの PDF ファイルにして、ファイルネームは「県名 月日 対象者名.pdf (例:新潟 8.17 高橋.pdf)」として下さい。

③写真

ア. 写真を紙に焼いて①及び②の郵送に同封。全ての写真の裏に「県名 月日 対象者名」を書いて下さい。

イ. 写真のデータを入れた SD カードか CD を①及び②の郵送に同封。SD カード・CD の表面に「県名 月日 対象者」を書いたシールを貼るか直接マジックで書いて下さい。

原則として SD カードは返送しますが、CD は返送いたしません。

ウ. 写真のファイルをメールに添付して送付 tenken@nitinoki.or.jp

メールは、対象者1人ごとに別のメールにして「県名 月日 対象者名」が分かるようにして下さい。

11. 点検の終了

基本的には12月いっぱいまでといたします。それまでに目標数を実施して下さい、宜しくお願いいたします。12月末か1月初めに機械化協会から各県協議会に「これで終了か。」ということを確認めますが、県全体としてそれより早めに終了した場合はその旨ご連絡下さるよう、宜しくお願いいたします。

なお、目標人数をオーバーしてパンフレットが足りなくなったなどの場合は、機械化協会にご連絡下さい。

12. 謝金の支出

機械化協会は、下記の単価による謝金をチェックした農業機械士にお支払いいたします。

- ① 点検対象者1名当たり金額〇〇円(源泉徴収後××円):対象者シート1枚につき
- ② 点検機械1台当たり金額〇〇円(同上):農業機械チェックシート1台分につき

13. 事務局

全国農業機械士協議会の事務局である日本農業機械化協会が本事業の実施を担当します。全県の点検の進行状況を掌握するとともに、例えば不明確な点があれば記入方法をご説明するなどを行います。担当者名等は以下のとおりですので、何なりと気軽にご相談下さい。

一般社団法人 日本農業機械化協会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16

TEL:03-3297-5640 FAX:03-3297-5639 MAIL:tenken@nitinoki.or.jp

担当者名 事業内容:〇〇 経理関係:××

府県 点検対象者数(目標)

資材の送付予定数

		点検記入用紙	紙ばさみ	腕章	安全資料セット	記入要領等
茨城	30人	66	6	15	33	6
栃木	20人	44	4	10	22	4
千葉	30人	66	6	15	33	6
神奈川	20人	44	4	10	22	4
長野	20人	44	4	10	22	4
新潟	30人	66	6	15	33	6
富山	20人	44	4	10	22	4
京都	20人	44	4	10	22	4
奈良	10人	22	2	5	11	2
広島	20人	44	4	10	22	4
長崎	20人	44	4	10	22	4
宮崎	20人	44	4	10	22	4
鹿児島	20人	44	4	10	22	4
沖縄	20人	44	4	10	22	4
青森	10人	22	2	5	11	2
福岡	10人	22	2	5	11	2

※府県農業機械士組織事務局にまとめて送付します。

合 計 320人

府県内の配付は、事務局からお願いします。

○ベテラン農業機械点検の実施方法（概要版）

1. 点検対象者：必ず65歳以上、なるべく75歳以上。知り合いで可。
対象機械：トラクター、耕うん機、コンバイン、刈払機その他
2. まず府県農業機械士組織で計画作成。
3. なるべく秋の繁忙期前に実施。原則12月終了。
4. 農業機械士が相手のところに出かけて点検チェック。
まず聞き取って「対象者シート」の記入。
次に機械毎に点検しながら「農業機械チェックシート」の記入。
写真も撮る。
安全資料を渡す。
5. 自宅に帰ってシートの清書。
6. シートのコピーを相手に渡す。
7. 毎月末にその月の分をまとめて機械化協会に送付。
送るのはシートのコピーと写真。
8. 1～2月に機械化協会から謝金の支出。

ベテラン農業機械点検

対象者シート 農業機械チェックシート

記入例 及び 記入上の注意事項

手書き：記入例

手書き：記入上の注意事項

全国農業機械士協議会 一般社団法人日本農業機械化協会

通し番号 ①

対象者シート

点検月日 7月9日

県名 O×県、 担当農業機械士名 O山 X吉、 点検対象者名 O山 X彦、

対象者の住んでいる市町村 X〇市、 対象者の生まれた年 昭和 18 年
対象者の就農した年 昭和 平成 36 年頃 ※概ねで可
[経営概況] 営農形態: 個別経営、集落営農等・法人・その他 () → いずれかに○
農地: 田 (150) a 畑 (80) a 施設 () a
主要作目: (水稲) 麦類 (豆類) いも類 (露地野菜) 施設野菜・果樹・乳牛・肉牛 → 3つまでに○
その他 ()

●対象者の農業安全に関する状況 → 対象者からの聞き取りにより記入して下さい

- (1) 農作業のときのケガなどが補償されるような保険に入っていますか (ひとつに○)
(○) 入っている → (2) へ () 入っていない → (3) へ () よく分からない → (3) へ
- (2) 上の質問で「入っている」と答えた方のみ: どのような保険ですか (該当に○)
() 労災保険 () 農作業中傷害共済など農業のケガの補償が主となる保険
() 月生活協同組合の所管する協同組合 () 月生活協同組合の所管する協同組合
() 自動車共済・保険 () 自動車共済・保険によるケガが補償される特約を付けている
() 自動車共済・保険 () 自動車共済・保険によるケガが補償される特約を付けている
(○) 生命共済・保険等でケガの治療が補償される特約を付けている
() 生命共済・保険 () 生命共済・保険によるケガが補償される特約を付けている
() その他 ()
- (3) 田や畑に出かけるとき、普通、携帯電話は持ち歩きますか (ひとつに○)
(○) はい () いいえ () 携帯電話を持っていない

●農業機械の事故又はヒヤリ・ハットの経験 → 対象者からの聞き取りにより記入して下さい

対象者が自分で経験した事故などのうち、最も深刻だったと思われるものを教えて下さい
[機種名] 乗用型トラクター [時期] 昭和 平成 25 年頃 季節 (夏)
[状況・傷害程度]
トラクターを運転中、ハンドル操作を誤り水路へ転落。
左腕骨折。全治2ヵ月。

【対象者シート】

管理番号: 1000

1 機械化協会と管理用に使った番号が一致しているように

ひよりの点検文様者につき
①②③ --- と番号をふる

川又彦

力: 30 ps
・フルクローラ
時間約 20 日
)
) いえ (O)
(除雪)

等を記入

[illegible]

管理番号: 1000

2

部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
灯火類続き	リヤランプ	○	点灯させ2確認ある
	ブレーキランプ	○	
	ウィンカー	○	
	その他作業灯	○	
反射板	三角反射板(低速車マーク)	なし	135km/hから120km/h以下に→ない P.4 参考図2参照 ついていないか確認 → V 後部ライトが曇たままの光をまとうな反射器(赤が多い) がついていないか → ○
反射鏡	バックミラー	○	
PTO軸回り	軸ガード(トラクタ側)	○	P.4 参考図3参照
	ユニバーサルジョイントのカバー	✓	P.4 参考図4参照
	上記カバー回り止めチェーン	○	
ロータリーその他のアタックメント	軸ガード(ロータリー側)	✓	欠落 P.4 参考図5参照
	その他カバナー・ガード類	○	
チメント	耕うん爪取付状況	✓	2本 取付けゆるみ
安全表示	各種注意喚起ラベル	✓	一部付けがれて読めない

●以下は聞き取りで記入

項目	聞取項目	状況	改善すべき点
安全フレーム	作業時に折りたんでいないか	○	
シートベルト	乗車時に締めているか	✓	いつも締めていない
ブレーキ連結	必要時以外は連結するか	✓	通常連結しないで走行
注油・グリスアップ	十分に行っているか どこに行っているか	○	

「全体所見・その他特記事項」

フレームがたまたまんでおり、グレンキの左右連結もばねでいなるなど、全体的にあまり安全意識が高いとはいえない。ただしこのような注意事項を説明するとよく理解してもらえた。

【トラクター・運搬車2枚目】

管理番号: 1000

比較的低出力、ガソリンエンジンのいわゆる管理機が対象です

↓ 通し番号 ③

農業機械チェックシート【耕うん機】

県名	〇×県	担当農業機械士名	〇山×吉	点検対象者名	〇川×彦
対象メーカー名	ヤンマー	型式名	CD56	馬力	9 ps
購入年	昭和(平成) 5 年(新車・中古)	ロータリー付き	ロータリーなし・車輪耕うん式		
点検対象者が当該機を使用する日数	年間約 5 日				
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人	(本人・その他の人(誰:))				
問題なし:○、要改善:△、装着なし:なし と記入 7 要改善の場合、その内容を記入					
部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点		
証 票	安全鑑定証票	○	P.11 参考図6 参照		
	エンジン回り	○			
	Vベルトカバー	○	車体様のVベルトカバー		
	ベルト(張り・摩耗)	✓	摩耗している要交換		
	オイル・冷却水	○			
足回り(タイヤ)	その他				
	空気圧	○			
	摩耗・亀裂	✓	右側に亀裂		
	止めボルト	○			
	主クラッチ遊び・作用	○			
運転操作部	サイドクラッチ遊び・作用	✓	左側ワイヤーのびに付着調整不足		
	作業部クラッチ遊び・作用	○			
	スロットルレバー	○			
	駐車ブレーキ	○			
	デッドマンクラッチ	なし			
安全装置(後退時・後退防止等)	非常停止ボタン(キルスイッチ)	○	デッドマンクラッチとは、牛をばねたときにクラッチが切れる構造のもの		
	挟圧防止装置	○	非常停止ボタンは、オクターブを押し戻すエンジンが止まるもの		
	後進時作業部停止装置	なし	現在防止装置とは、後退時に後退防止装置が作動し、後退防止装置が作動しない状態のもの		
	後進時作業部停止装置	なし	現在防止装置とは、後退時に後退防止装置が作動し、後退防止装置が作動しない状態のもの		
	後進時作業部停止装置	なし	現在防止装置とは、後退時に後退防止装置が作動し、後退防止装置が作動しない状態のもの		

【耕うん機1枚目】 管理番号: 1000

参考図1: 型式名



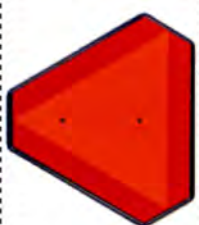
ボディ脇にある型式名

※ このように、農業機械にはいくつかの型式名があります。基本的にはボディ脇の名前(上だとGEAS33)をお書き下さい。読めないような場合は販売型式名(上だとTG33F-SVQCV)をお書き下さい。



運転席脇にある銘板の型式名

参考図2: 三角反射板(低速車マーク)



※ トラクターの後部に左のような反射板がついているか、いないかをチェックして下さい。

参考図3: 軸ガード(トラクター側)

参考図4: ユニバーサルジョイントのカバー



※ 軸ガード(トラクター側)とは、上の写真でPTO出力軸の回りにある黒い金属板。



※ 軸ガード(ロータリー側)とは、上の写真でシールのある赤い金属板。

カバーとは、黄色いプラスチックスティックのもの。(これは端が破損している悪い例。なお、チェーンも欠落。)

農業機械チェックシート【コンバイン】

県名	〇×県	担当農業機械士名	〇山 ×吉	点検対象者名	〇川 ×彦
----	-----	----------	-------	--------	-------

対象機メーカー名	イセキ	型式名	EF 7800	条数	3 条
購入年	昭和(平成) 27 年(新車・中古)	(自脱型) 汎用型			
アワメーター	330.2 hr	(グレンタンク式)・ホッパ式			
点検対象者が当該機を使用する日数	年間約 20 日				
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人	本人・その他の人(誰)	自子			
当該機は販売店等による年 1 回などの定期点検が行われているか	はい(〇)いいえ()				
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成 29 年 8 月)					

問題なし:〇、要改善:✓、装着なし:なし と記入する。要改善の場合、その内容を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
エンジン回り	オイル・冷却水	〇	
	わらくずの除去状態	✓	エンジン上部にわらくず
足回り (クローラ)	摩耗・亀裂	✓	ゴムクローラ摩耗
	クローラの張り	〇	
運転操作部	転輪類	〇	
	操向装置(レバー・ハンドル)	〇	
	ブレーキ	〇	
乗降装置	刈取部の落下防止装置	〇	
	ステップ	〇	
	手すり	〇	
灯火類	ヘッドランプ	〇	
	ウィンカー	〇	
	その他作業灯	✓	点灯しない 点灯させて確認
反射板	三角反射板(低速マーク)	〇	反射板が壊れている P4参照図2参照
	その他の後部反射器	〇	夜間ライトが当たるような反射器(赤や青い)がないか確認

【コンバイン1枚目】

管理番号: 1000

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
灯火類	ヘッドランプ	〇	点灯させて確認
	駆動部カバー	〇	
	ロータリーカパー	✓	左側部破損
	耕うん爪	〇	
安全表示	各種注意喚起ラベル	〇	

【全体所見・その他特記事項】

【耕うん機2枚目】

管理番号: 1000

正確に食らう場合
は、よそで結構です

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし	点検項目	状態	改善すべき点	要改善の場合、その内容を記入
証拠	安全鑑定証拠	なし		P.11 参考図6参照
カバー類	飛散物防護カバー(刈刈)	✓		約20cm上方向にずれている
	エンジン回り	✓		カバー破壊あり
スロットル	非固定式であるか	○		「非固定」とは手と離すと回転が速いので
肩掛けバンド	バンドの損耗・亀裂	○		
	緊急離脱装置の作動	○		P.11 参考図8参照
刈刈	ガタ・ゆがみ・欠け	✓		刃2枚のチップ欠落
	取付ボルトの固定	○		
	保管時の刃先カバー	✓		カバーなし 保管箱が運搬のときに用いられるが、 刃先を傷つけたり、刃先のカーブに 傷がつかないように注意する。

部 分	点 検 項 目	所有の有無	使用の有無	備 考
安全装備の所有 及び使用状況 (日常的に使用し ている場合、使 用ありと記入)	ゴーグル・フェイスシールド	あり	なし	
	ヘルメット	あり	なし	
	防振手袋	あり	なし	防護に「防振」にのみ 肩の部分を有さない
	すね当て	あり	なし	
	安全靴	あり	なし	

管理番号: 1000

【刈払機1枚目】

9

部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
反射鏡	バックミラー	✓	
刈取部	カバークラス 取付の良否	○	右側割れている
	損傷の有無	○	
	刈刃の損傷	✓	2枚に欠けあり
	わらくずの除去状態	○	
脱穀部	カバークラス 取付の良否	✓	つき点検カバークラス脱落
	損傷の有無	○	
	ベルト・チェーンの張り	○	
	わらくずの除去状態	✓	こぎ室袋網にわらくず
排わら部	カバークラス 取付の良否	○	
	損傷の有無	✓	変形あり
	カッター刃の損傷	なし	排わらかッターがういていない→なし ついでに玉座 → ○
安全装置	手こぎ部非常停止ボタン	なし	
安全表示	各種注意喚起ラベル	○	

「全体所見・その他特記事項」

【コンパイン2枚目】

管理番号: 1000

8

参考図 6 安全鑑定証票



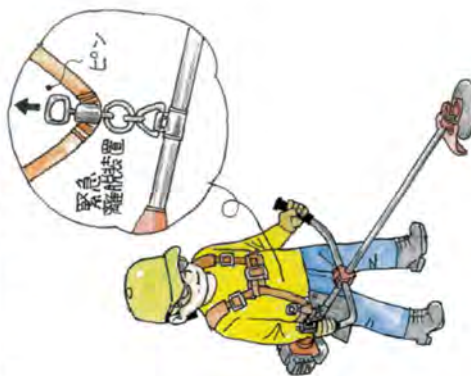
※ 左のようなシールが貼ってある場合に○。
なお、「生研機構」のところは、「農林水産省」「生研センター」「農研機構」などとなっている場合がある。

参考図 7 挟圧防止装置（耕うん機）



※ 耕うん機には後退時に体が壁等に挟まれると自動的にクラッチが切れる装置がついているものがある。左写真では下部オレンジ色のバーが押されることにより上部黒色のバーが動いてクラッチを切る。

参考図 8 緊急離脱装置（刈払機）



※ 刈払機には左図のようなベルトと本体をワンタッチで切り離す機構がある。きちんと作動すれば○。

[全体所見・その他特記事項]

【刈払機 2 枚目】

管理番号： 1000

10

参考資料4(資料・資材)

【配付資料等】



冊子 30P



冊子 27P



冊子 36P



ステッカー

以上の他、以下のチラシ等を配付

- 公道での農機事故は安全確認と予防対策で防げます(チラシ)
- 声をかけ合って農作業の事故を防ごう(2種類)(チラシ)
- 農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存知ですか!!(パンフ)
- 農作業時の熱中症予防対策チェックシート(チラシ)

【使用資材:腕章】



参考資料5(写真)

【トラクター:フレーム】



フレームに注意書きした例

【トラクター:ライト】





【トラクター：ブレーキ連結】



【トラクター：タイヤ摩耗・亀裂】



【トラクター：PTO 軸周り、ユニバーサルジョイント】





【トラクター:その他】



V ベルト張り



ナット欠損



清掃不十分

【耕うん機】



V ベルトカバー、傷み



V ベルトカバー



V ベルトカバー



タイヤ亀裂



タイヤ亀裂



ライト

【コンバイン】



オーガカバーなし



ミラー欠落



清掃不十分



【刈払機: 大宗が飛散物防護カバー位置の不適切又は除去】





保存・運搬時のカバー



段ボール利用のカバー



網袋利用のカバー



スロットルを固定した例

【点検風景】



資料 No.1756 平成30年度 農作業安全総合対策事業 高齢者所有の農業機械の総点検
ーベテラン農業機械点検ー 結果報告書

平成 31 年 3 月 印刷発行

一般社団法人 日本農業機械化協会

〒 104-0033 東京都中央区新川 2 - 6 - 16 馬事畜産会館 6 階

TEL 03-3297-5640

<https://nitinoki.or.jp/>

kikaika-info@nitinoki.or.jp

不許無断複製